社会福祉法人須賀川市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、社会福祉法人須賀川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第２５条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

（役員等）

第２条　次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

⑴役員とは、常勤役員等及び非常勤役員をいう。

⑵常勤役員等とは、常務理事をいう。

⑶非常勤役員等とは、理事及び監事をいう。

（報酬等の支給）

第３条　役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

⑴常勤役員については、報酬、賞与を支給する。

⑵非常勤役員については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表１の通り費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表１の費用弁償額を超える場合には、本会職員等の旅費支給に関する規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表１の費用弁償は行わない。

（常勤役員の報酬等の算定方法）

第４条　常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

⑴報酬については、別表２に定める額

⑵賞与については、別表３に定める額

⑶通勤手当については、本会職員の給与に関する規程第13条の規定に準ずる額

２　常勤役員が職務のため出張したときは、別に定める本会職員等の旅費支給に関する規程に基づき、旅費を支給する。

（報酬等の支給方法）

第５条　常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

⑴報酬については、毎月２１日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、本会職員の給与に関する規程第６条に準じた日とする。

⑵賞与については、毎年６月及び１２月とする。

２　報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
３　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

（公　表）
第６条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改　廃）
第７条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補　則）
第８条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附　則
（施行期日）
１　この規程は、平成２９年６月２０日から施行する。
（役員等の費用弁償に関する規程の廃止）
２　役員等の費用弁償に関する規程は、廃止する。
（常務理事の報酬に関する規程の廃止）
３　常務理事の報酬に関する規程は、廃止する。

附　則
（施行期日）
１　この規程は、平成２９年１２月２２日から施行する。ただし、別表３の規定は平成２９年１２月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
１　この規程は、平成３０年１２月３日から施行する。ただし、別表３の規定は平成３０年１２月１日から施行する。
（平成３０年１２月に支給する賞与の特例）
２　本規程第４条第１項第２号及び第５条第１項第２号に基づいて常勤役員等が平成３０年１２月に支給されることとなる賞与に関する改正後の別表３の規定の適用については、同表中「１．１３７５月」とあるのは「１．２月」とする。

（施行期日）
１　この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
１　この規程は、令和元年１２月１２日から施行する。ただし、別表３の規定は令和元年１２月１日から適用する。
（令和元年１２月に支給する賞与の特例）
２　本規程第４条第１項第２号及び第５条第１項第２号に基づいて常勤役員等が令和元年１２月に支給されることとなる賞与に関する改正後の別表３の規定の適用については、同表中「１．１６２５か月分」とあるのは「１．１８７５か月分」とする。

附　則
（施行期日）
１　この規程は、令和２年１２月３日から施行する。ただし、別表３の規定は令和２年１２月１日から適用する。
（令和２年１２月に支給する賞与の特例）
２　本規程第４条第１項第２号及び第５条第１項第２号に基づいて常勤役員等が令和２年１２月に支給されることとなる賞与に関する改正後の別表３の規定の適用については、同表中「１．１３７５か月分」とあるのは「１．１１２５か月分」とする。

附　則
（施行期日）
１　この規程は、令和３年１２月１０日から施行する。ただし、別表３の規定は令和３年１２月１日から適用する。
（令和３年１２月に支給する賞与の特例）
２　本規程第４条第１項第２号及び第５条第１項第２号に基づいて常勤役員等が令和２年１２月に支給されることとなる賞与に関する改正後の別表３の規定の適用については、同表中「１．１１２５か月分」とあるのは「１．０８７５か月分」とする。

附　則
（施行期日）
１　この規程は、令和４年１２月１３日から施行する。ただし、別表３の規定は令和

４年１２月１日から適用する。

（令和４年１２月に支給する賞与の特例）

２　本規程第４条第１項第２号及び第５条第１項第２号に基づいて常勤役員等が令和４年１２月に支給されることとなる賞与に関する改正後の別表３の規定の適用については、同表中「１．１５か月分」とあるのは「１．１８７５か月分」とする。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和５年１１月２８日から施行する。ただし、別表２の規定は、令和５年４月１日から適用する。

（令和５年１２月に支給する賞与の特例）

２　本規程第４条第１項第２号及び第５条第１項第２号に基づいて常勤役員等が令和４年１２月に支給されることとなる賞与に関する改正後の別表３の規定の適用については、同表中「１．１７５か月分」とあるのは「１．２か月分」とする。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和６年１２月１１日から施行する。ただし、別表２の規定は、令和６年４月１日から適用する。

２　改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の本会役員等の報酬等に関する規程の規定に基づいて支給された報酬等は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（令和６年１２月に支給する賞与の特例）

３　本規程第４条第１項第２号及び第５条第１項第２号に基づいて常勤役員等が令和６年１２月に支給されることとなる賞与に関する改正後の別表３の規定の適用については、同表中「１．２か月分」とあるのは「１．２２５か月分」とする。

別表１　非常勤役員の費用弁償額

・理　事　日額　５，５００円

・監　事　日額　５，５００円

別表２　常勤役員の報酬

・常務理事　月額　２６５，９００円

別表３　常勤役員の賞与

・常務理事　６月及び１２月の賞与

（報酬月額＋役職加算５％）×１．２か月分